

事業主向け助成金

人材確保や育成に国の助成金制度を活用しませんか。

通年雇用助成金（賃金助成 一人当たり最高71万円（新規継続労働者の場合））

申請の対象となる場合は以下の通りです。

（令和2年4月現在）

指定地域内で指定業種に属する事業主	
1	季節労働者（※1）を対象期間（※2）中、同一の事業所で就業させた場合で、対象労働者を対象期間経過後の同年12月15日まで継続して雇用することが見込まれる場合
2	季節労働者（※1）を対象期間（※2）中、他の事業所で配置転換・労働者派遣・在籍出向により就業させ、冬期間も継続雇用した場合で、対象労働者を対象期間経過後の同年12月15日まで継続して雇用することが見込まれる場合
3	季節労働者（※1）を冬期間も継続して雇用し、期間中一時的に休業（※3）させ、休業手当を支払った場合
4	季節労働者（※1）を季節的業務以外の業務に転換し、対象期間（※2）経過後の同年12月15日まで継続して雇用することが見込まれる場合
5	冬期間継続雇用している季節労働者（※1）に、対象期間（※2）中に対象となる職業訓練を実施した場合
6	季節労働者（※1）を通年雇用するために新たに新分野（指定業種以外の業種）の事業所設置、整備した場合
指定地域内で指定業種以外に属する事業主	
7	季節労働者（※1）を試行（トライアル）雇用終了後、引き続き常用雇用として雇入れた場合（指定業種以外に属する事業主に限ります。）

（※1）9月16日以前から雇用され、翌年1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる者
 （※2）12月16日～翌年3月15日
 （※3）12月16日から翌年1月15日の賃金締切日の翌日から、4か月後の賃金締切日までの間に、対象労働者を所定労働日の全日にわたり休業させた日について、休業手当の支払をしている休業日が対象となります。

建設事業主に対する助成金

建設労働者（※4）の雇用の改善や技能の向上を図る取り組みを（賃金を支払って）行った中小建設事業主に対して、経費や賃金の一部が助成される制度で、以下のコースがあります。

（※4）雇用保険の一般被保険者のほか、短期雇用特例被保険者も対象となります。

コース	概要	助成額
トライアル雇用助成金	若年者（35歳未満）又は女性を建設工事現場での現場作業等に従事する者として一定期間試用雇用した中小建設事業主（※）に対して助成（※）トライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース）の支給を受けた場合に限る。	一人当たり月額最大4万円（最長3か月間）
人材確保等支援助成金	【目標達成助成】若年者及び女性の入職率目標を達成した中小建設事業主（※）に対して助成（※）人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）の支給を受けた場合に限る。 【登録基幹技能者等の処遇向上支援助成】登録基幹技能者等の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成	【目標達成助成金】第1回：57万円（72万円）第2回：85.5万円（108万円） 【登録基幹技能者等の処遇向上支援助成】一人当たり月額6.65万円（8.4万円）又は3.32万円（4.2万円）（最長3年間）
雇用管理制度助成（建設分野）	【登録基幹技能者等の処遇向上支援助成】登録基幹技能者等の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成	【登録基幹技能者等の処遇向上支援助成】一人当たり月額6.65万円（8.4万円）又は3.32万円（4.2万円）（最長3年間）
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業（建設分野）	【事業主経費助成】若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主に対して助成	【事業主経費助成】（中小建設事業主）支給対象経費の3/5（3/4）（中小建設事業主以外の建設事業主）支給対象経費の9/20（3/5）
作業員宿舎等設置助成（建設分野）	【作業員宿舎等設置助成】被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主に対して助成 【女性専用作業員施設設置経費助成】自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主に対して助成	【作業員宿舎等設置助成】支給対象経費の2/3 【女性専用作業員施設設置経費助成】支給対象経費の3/5（3/4）
人材開発支援助成金	【経費助成】認定訓練を行った中小建設事業主（※）に対して助成（※）広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた場合に限る。	【経費助成】広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助金対象経費の1/6
建設労働者認定訓練	【賃金助成】雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主（※）に対して助成（※）人材開発支援助成金（特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コースのいずれかのコース）の支給を受けた場合に限る。	【賃金助成】一人当たり月額3,800円 【生産性向上助成】一人当たり月額1,000円
建設労働者技能実習	【経費助成/賃金助成】雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主に対して助成 【賃金助成】（一つの技能実習につき最長20日間）（20人以下の中小建設事業主）支給対象経費の3/4（21人以上の中小建設事業主）一人当たり月額7,600円（8,360円）（※6）（21人以上の中小建設事業主）一人当たり月額6,650円（7,315円）（※6）（※6）受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価 【生産性向上助成】（20人以下の中小建設事業主）一人当たり月額2,000円（21人以上の中小建設事業主）一人当たり月額1,750円	【賃金助成】（一つの技能実習につき最長20日間）（20人以下の中小建設事業主）一人当たり月額7,600円（8,360円）（※6）（21人以上の中小建設事業主）一人当たり月額6,650円（7,315円）（※6）（※6）受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価 【生産性向上助成】（20人以下の中小建設事業主）一人当たり月額2,000円（21人以上の中小建設事業主）一人当たり月額1,750円

※〈 〉内は生産性要件を満たした場合（100円未満切り捨てとなります）

上記助成金は、対象となる事業主等に要件があり、事前の手続きが必要となります。詳しくは下記にお問い合わせください。

通年雇用助成金・・・地域を管轄するハローワーク			建設事業主に対する助成金
ハローワーク札幌	ハローワーク札幌東	ハローワーク札幌北	北海道労働局職業対策課
011-562-0101	011-853-0101	011-743-8609	011-738-1043



一般業種の事業主の皆様へ

当協議会の通年雇用マッチング事業では、

一般業種への転換を希望する季節労働者を対象に、

無料職業紹介を実施しています。

今後求人予定の事業主の皆様、

現在求人情報をハローワーク等に出されている事業主の皆様は、

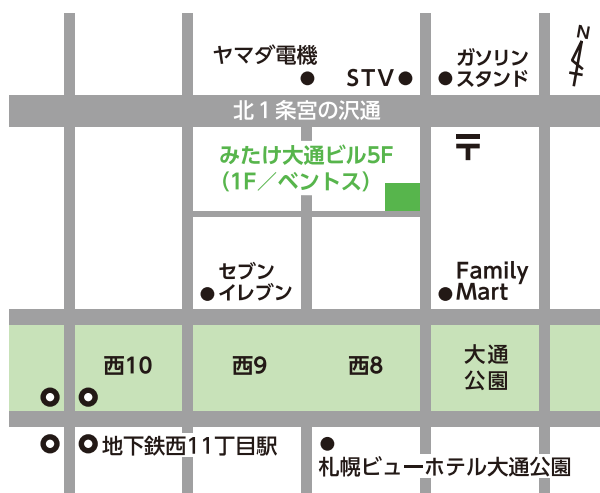
ぜひ、当協議会に求人情報をご提供ください。

また、職場体験実習事業による就労支援を実施しています。

御社の人材発掘等にご活用いただけますので、

職場体験実習につきましてもご協力をお願いいたします。

協議会へのアクセス



お問い合わせ

さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会

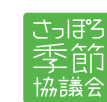
〒060-0001 札幌市中央区北1条西8丁目2番地39 みたけ大通ビル5F

0120-916-881 TEL.011-211-1823 FAX.011-211-1822
 HP <http://sapporo-kisetsu.jp/>



さっぽろ 季節 検索

【協議会のご利用時間】 9時00分～17時00分 土日祝日および12月29日～1月3日はお休みです。※協議会の専用駐車場はございません。



令和2年度（2020年度）
 厚生労働省委託事業 通年雇用促進支援事業

さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会事業のご案内



私たちは札幌に暮らす季節労働者の通年雇用を支援する組織です。

さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会

事業主向け事業

事業主の皆様、参加をお待ちしています。

ご利用は
無料です

企業向け季節労働者年間雇用化促進事業

当協議会の雇用促進支援員が企業を訪問させていただき、指定業種の企業に年間雇用に向けて活用できる支援制度をご紹介します。一般業種の企業に対しては、求人情報提供のご協力をお願いいたします。ご提供いただいた求人情報は、当協議会の年間雇用マッチング事業で無料提供、求職者と企業のマッチングを支援いたします。

建設業チャレンジ支援センター

建設業事業主向けの総合相談窓口です。専門相談員による出張相談のほか、来所によるご相談にも対応いたします。経営相談や、各種助成金等の支援制度の活用など、各分野の専門家と連携し、問題解決のお手伝いをいたします。また、経営に役立つ講演会や各種セミナーも開催いたしますので、ぜひご参加ください。

合同企業説明会

季節労働者の年間雇用を前向きに捉える建設業と、一般企業にご参加をお願いいたします。説明会では御社の事業説明や求めている人物像など、求職者と直接お話ができる場を提供いたします。熱意のある人材や有能な人材の確保にぜひご利用ください。

職場体験実習事業

協議会では職場体験実習の受入れ企業を募集しております。季節労働者の求職活動への支援策として他業種で働く不安の解消、仕事の適性などを判断するための取組です。職場体験実習を新たな人材の発掘と確保、自社の特色・経営理念の社会へのPRや地域社会に貢献する機会としてもぜひご利用ください。

●指定地域とは・・・
北海道、青森、岩手および秋田の全市町村、宮城、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、長野および岐阜の一部の市町村

●指定業種とは・・・
①建設業 ②林業 ③採石業および砂・砂利または玉石の採取業 ④水産食料品製造業 ⑤野菜缶詰・果実缶詰または農産保存食料品の製造業 ⑥一般製材業 ⑦セメント製品製造業 ⑧特定貨物自動車運送業 ⑨建設用粘土製品製造業(陶磁器製のものを除く) ⑩建設現場において据付作業を行う「造作材製造業(建具を除く)」 「建具製造業」 「鉄骨製造業」 「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」 「金属製サッシ・ドア製造業」 「鉄骨系プレハブ住宅製造業」 「建設用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)」 「畳製造業」 ⑪農業(畜産農業および畜産サービスを除く)

労働者向け事業

季節労働者の皆様、積極的な参加をお待ちしています。

ご利用は
無料です

1 就労相談窓口事業

季節労働者の方からの就労相談を承ります。「仕事の探し方・選び方」「資格取得やスキルアップの相談」をはじめ、様々なサポートメニューをご用意しています。

2 人材育成事業

資格取得型事業

年間雇用に関与する移動式クレーン運転実技教習等の資格取得やパソコン等のスキルアップに向けた講習を行います。受講料、テキスト代は無料です。

(ただし、自己都合で中途退校した場合は受講料・テキスト代が自己負担となる場合があります。)

3 年間雇用マッチング事業

年間雇用を目指す方へ就職活動支援や職業紹介を行うほか、季節労働者の年間雇用化に前向きな企業を集めた合同企業説明会及び企業見学会を実施します。

4 職場体験実習事業

体験型事業

様々な業種体験を通じて自己適性と職業理解を深め、年間雇用を支援いたします。

5 資格取得の助成金

特別教育等助成金

受講料(10万円限度)を1回助成します。労働安全衛生法に基づく技能講習・特別教育などが対象です。

能力開発支援助成金

受講料の5割(16万7千円限度)を助成します。(検定料は自己負担)大型免許・大型特殊免許などの資格取得に利用できます。

6 電話就労相談事業

季節労働者の皆様個人への電話掛けによる就労相談を行います。ご理解とご協力をお願いします。

7 季節労働者実態調査

季節労働者の皆様に、春からの就労予定や、年間雇用への希望などをお聞きし、各事業の実施に役立てます。ご理解とご協力をお願いします。



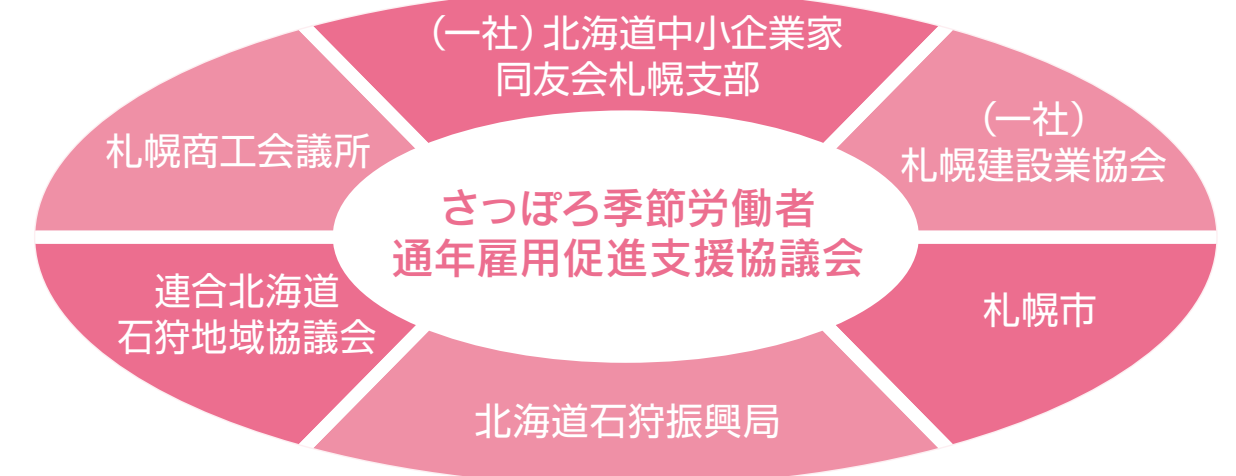
厚生労働省委託事業

さっぽろ季節労働者年間雇用促進支援協議会

組織概要

札幌市内の経済団体や労働者団体、自治体などが主体となって設立した協議会です。季節労働者の年間雇用を支援するため、平成19年10月からスタートした年間雇用促進支援事業を国から委託を受けて実施しています。

協議会の構成メンバー



年間雇用促進支援事業

年間雇用促進支援事業は、季節労働者の年間雇用を支援し、季節に左右されずに働ける仕事に雇用形態を転換させることで、生活の安定を図ることを目的とした国の事業です。この事業は、主に季節労働者を雇用する企業を対象とした「雇用確保に係る事業」と、季節労働者を対象とした「就職促進に係る事業」さらに、季節労働者にさまざまな職業体験の機会を提供する「職場体験実習事業」の3事業に、協議会の独自事業を加えた4つの事業で構成されています。

年間雇用促進支援事業

1 雇用確保に係る事業

- 企業向け季節労働者年間雇用化促進事業
- 建設業チャレンジ支援センター

2 就職促進に係る事業

- 就労相談窓口事業
- 年間雇用マッチング事業
- 人材育成事業
- 電話就労相談事業
- 季節労働者実態調査

3 職場体験実習事業

- 職場体験実習事業

4 地域独自事業

- 特別教育等助成金
- 能力開発支援助成金